

合併処理浄化槽設置事業補助金のご案内

市では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽へ設置替え（転換）を実施する方に対し、費用の一部を補助しています。

重要 今年度の主な変更点

・なし

☆申請期間 令和7年4月11日（金）～実績報告書の提出期限（令和8年3月末）に間に合う工事が申請期限となります。

※ 補助できる件数に限りがありますので、事前にお問い合わせ下さい。

※ 申請期間内でも予算がなくなり次第（先着順）、終了となります。

☆受付場所 市役所2階 生活環境課 環境保全係

☆補助の対象

1. 処理対象人槽が10人以下の合併処理浄化槽に設置替えされる方
2. 専用住宅に設置替えされる方
3. 市内在住の方、もしくは市内に居住しようとする方
4. 補助事業年度内に合併処理浄化槽に設置替えされる方
5. 住宅の所有者でない方は、設置工事等について所有者の承諾が得られている方
6. 市税の滞納が無い方

※補助を受けるには、設置される前に申請していただき、交付決定を受けてから工事に着手して下さい。着手後の申請は受付出来ません。

☆補助金の額

単独転換：既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え

- ・専用住宅を新築または建て替えることなく単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合には「単独転換」の扱いとなります。

人槽区分	単独転換	内訳		
		設置補助限度額	撤去等に係る補助限度額	宅内配管工事費補助限度額
5 人槽	712,000 円	332,000 円	180,000 円	200,000 円
7 人槽	794,000 円	414,000 円	180,000 円	200,000 円
10 人槽	928,000 円	548,000 円	180,000 円	200,000 円

汲取転換：既設の汲取便所から合併処理浄化槽への設置替え

- ・専用住宅を新築または建て替えることなく汲取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合は「汲取転換」扱いとなります。

人槽区分	汲取転換	内訳		
		設置補助限度額	撤去等に係る補助限度額	宅内配管工事費補助限度額
5 人槽	632,000 円	332,000 円	100,000 円	200,000 円
7 人槽	714,000 円	414,000 円	100,000 円	200,000 円
10 人槽	848,000 円	548,000 円	100,000 円	200,000 円

☆申請に係る必要書類

◎交付申請書（第1号様式）に下記書類を添付し、設置される前に申請して下さい。

1	浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し 又建築確認済証の写し
2	設置場所の案内図
3	合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建物の配置図
4	工事の契約書の写し
5	設置に係る見積書の写し
6	住宅を借りているものは、賃貸人の承諾書

7	合併処理浄化槽の構造図
8	登録証の写し
9	登録浄化槽管理票（C票）
10	小型合併浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
11	浄化槽設備士免状の写し
12	市に納付すべき税の納税証明書（市税に滞納のない証明書）
13	転換計画書（第1号様式の2）及び現況の配管図、写真
14	市外居住者の場合は「確約書」
15	その他市長が必要と認める書類

☆実績報告に係る必要書類

◎実績報告書（第6号様式）に下記書類を添付し、事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出して下さい。

1	浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
2	浄化槽法第7条の費用を納付したことを証する書面
3	浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面
4	浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽管理者が保守点検業者を窓口として保守点検及び清掃の実施並びに法第11条検査の受検手続きの代行を一括して約款した契約書の写し（浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽法第11条の検査に係る受検を契約したことを証する書面）
5	工事の領収書又は請求書の写し
6	工事完成平面図
7	施行状況の写真（配管工事の工程の状況が分かる写真含む）※
8	浄化槽施行結果報告書の写し
9	転換結果報告書（第6号様式の2）及び転換工事の工程の状況が分かる写真
10	その他市長が必要と認める書類 ※ 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）

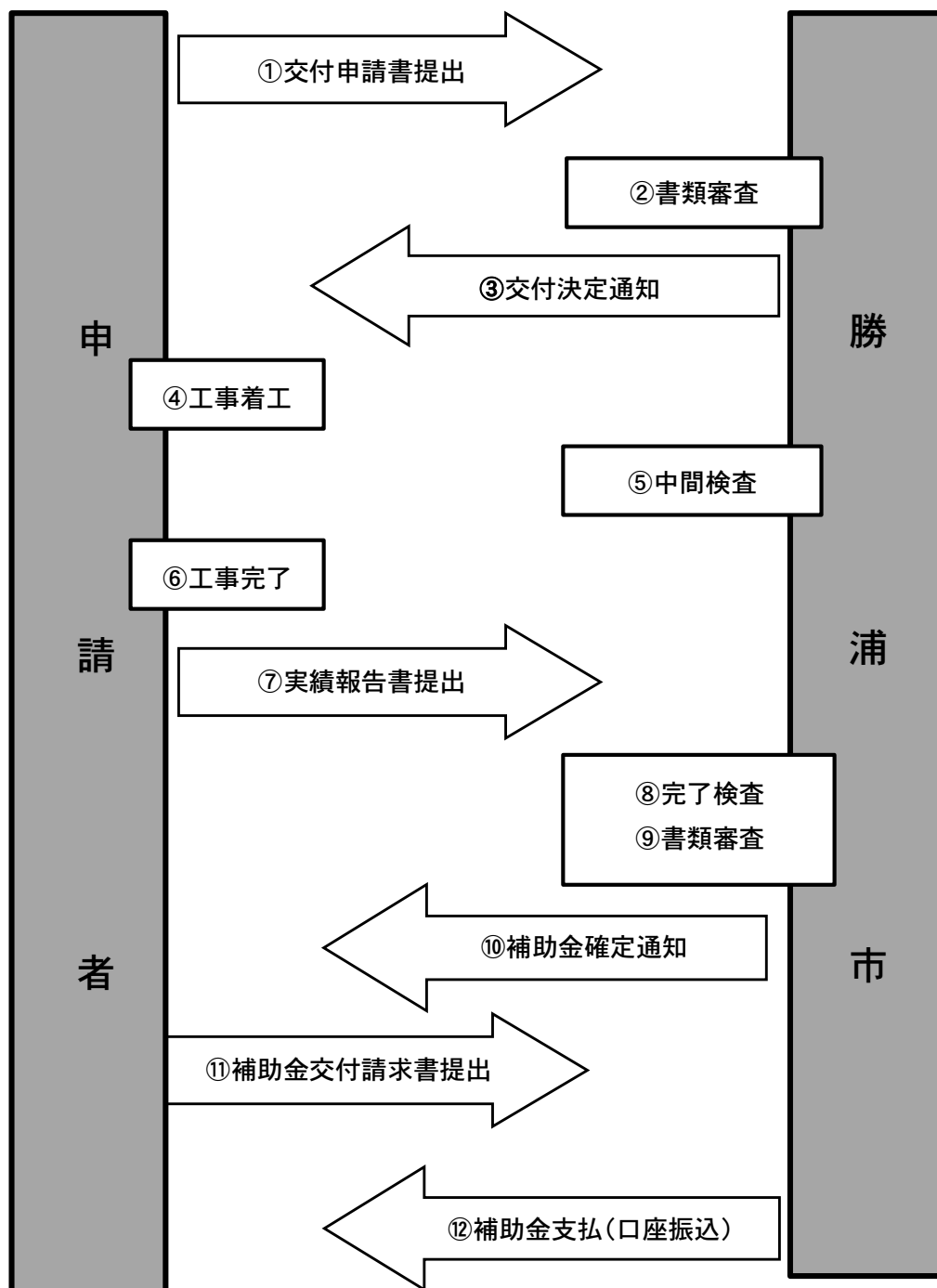
※写真について

☆ その他

1. 申請に係る書類は契約書、領収書、補助金の振込先等、すべて申請者ご本人名義のものでお願いします。

2. 補助金の交付決定は、申請書類に不備が無い場合でも10日間程いただいております。補助金の交付を受けるには、施工前に交付決定が必要ですので、日数に余裕を持った申請をお願いします。
3. 補助金の支払い（振り込み）までの期間は、請求書を受付後3～4週間程度いただいております。

○ 補助金交付手続きの流れ



◆ 何かご不明な点などは、下記までお問合せください。

〒299-5292
 勝浦市新官1343番地の1
 勝浦市 生活環境課 環境保全係
 電話 0470-62-5094 (直通)